

空き家をお持ちの方へ 町に空き家の情報を登録しませんか？

上松町空き家管理支援制度のご案内

上松町内の空き家を所有・管理されている方が、役場に空き家の情報を登録することで、様々な支援が受けられるようになる「上松町空き家管理支援制度」がはじまりました。

登録要件等

○登録できる物件：上松町内にある空き家

- ・住居のほか事務所や店舗なども登録できます（※物置や倉庫のみの登録はお断りする場合があります）
- ・今は空き家でなくても、概ね1年以内に空き家になる見込みの物件も登録できます

○登録できる方：上松町内にある空き家の所有者または管理者（所有者の親族に限る）

○登録内容：空き家の住所、所有者（管理者）の氏名・住所・連絡先、今後の利用意向 等

○登録費用：無料

○登録期間：最長3年間

○登録方法：登録用紙に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX またはメールにより、上松町役場企画財政課企画政策係までご提出ください。

支援内容

現地に行かなくても、空き家の様子が確認できます

年1回、目視による空き家の外観・敷地内の現況確認を行い、結果（写真付き）を郵送でお送りします。

【確認項目】

- ・外壁、塀、ガラスの破損
- ・庭木、雑草の状態
- ・敷地内のごみ等の有無 など

なお、初回の現況確認は、登録時に物件の確認を兼ねて行います。

空き家のトラブルについて早めに事態を把握できます

庭木が道路にはみ出している、野生動物が住み着いている、屋根や外壁が老朽化し落下している…空き家は様々なトラブルの原因となります。

登録された空き家について、住民の方からの通報や苦情、職員の目視等により、役場がこれらの事態を把握した場合は、速やかに連絡をさせていただきます。

町の空き家対策に関するお知らせが届きます

上松町では平成 24 年度に空き家バンク制度を開始し、平成 31 年度からは空き家に関する補助金制度を創設しました。また、令和 3 年度からはこの空き家管理支援制度がスタートしています。

町の新たな制度や取り組みについて、随時、情報をお知らせします。

※現況確認は、（公社）木曽シルバー人材センターの「空き家管理サポート事業（空き家の現状確認）」に準じた内容を、役場職員または外部業者への委託により行います。その際、敷地内に立ち入らせていただきますので、ご了承ください。なお、空き家内部への立入りは行いません。

※現況確認の結果を見て、草取りや庭木の剪定、空き家の修繕などの希望がある場合は、対応可能な町内事業者の一覧を提供させていただきます。

※緊急時等の連絡は、住民の方からの苦情等があり、役場で情報を把握できた場合のみ行います。現に何らかのトラブルが発生していても、役場で情報が把握できなかった場合は連絡できませんのでご了承ください。また、大規模災害発生時など、連絡ができない場合があります。

【注意！】

所有者様・管理者様自身が行う空き家の管理を支援する制度です。空き家の管理を町が代行する制度ではありません。また、年 1 回の現況確認のほかは、定期的なパトロールや見守りを行うものではありません。

Q&A

○空き家バンクとは何が違うのですか。

- 空き家バンクと異なり、現時点で売る・貸す意向のない空き家であっても登録できます。また、登録された空き家の情報は外部には公開されません。
なお、空き家を売りたい・貸したい場合は空き家バンクへの登録をご検討ください。

○同じ敷地内に母屋や離れ、蔵、物置小屋など複数の建物があります。登録はどうなりますか。

- それぞれの建物の規模や状況等に応じ、登録の可否や方法を判断させていただきます。一度担当係までご相談ください。

○登録ができる「管理者」とはどういう人ですか。

- 所有者の親族の方で、実際に物件を維持管理することのできる方(している方)を指します。
具体的には、空き家の屋根が飛散したり庭木が道路にはみ出したりといったトラブルが発生した際に、所有者の代わりに対応ができる方になります。
なお、ご近所やご友人など、所有者の親族でない場合は登録できません。

○同じ空き家を複数の人が登録することはできますか。

- 同じ空き家を複数の方が登録することはできません。誰が登録するか、事前に所有者・親族の方で相談・確認をお願いします。

○申込みした空き家が既に登録されていて登録できなかった場合、親族の誰が登録したか教えてもらえますか。

- 現在登録されている方の「所有者との続柄」のみお伝えすることが可能です。ただし、現在登録されている方に対しても、申し込みがあったことと、申し込みをされた方の「所有者との続柄」をお伝えさせていただきますのでご了承ください。なお、「所有者との続柄」以外の「氏名」や「連絡先」などの情報はお伝えしません。

○現況確認は年1回ということですが、確認の時期は希望できますか。

- お申し込み時に春・夏・秋・冬の4区分からお選びいただけますが、特定の時期に希望が集中した場合など、ご希望に添えない場合があります。また、初回の現況確認は、登録時に空き家の確認も兼ねて実施させていただきますのであらかじめご了承ください。
なお、(公社)木曽シルバー人材センターでは空き家の現状確認(有料)を行っておりますので、年2回以上の確認を依頼したい場合はそちらに相談いただくことも可能です。

○登録した空き家にトラブルが発生した場合は必ず連絡をしてもらえるのですか。

- 緊急時の連絡は、住民の方からの苦情・通報等で町がその情報を把握できた場合のみ行います。そのため、トラブルが発生していても町にその情報が入らなかった場合は、連絡をすることができません。あくまでも情報収集のひとつの手段としてお考えいただき、「町からの連絡がない＝空き家に問題がない」というわけではないことをご了承ください。

○登録していた空き家を解体しました。連絡は必要ですか。

- 空き家を解体した場合や、売買・賃貸等で空き家でなくなった場合は、登録を削除しますので速やかに連絡をお願いします。なお、現況調査の結果空き家でないことが判明した場合は、調査費用を請求させていただく場合がありますのでご注意ください。

登録申し込み・問い合わせ先

〒399-5603 長野県木曽郡上松町駅前通り2-13

上松町役場 企画財政課 企画政策係

TEL:0264-52-2001

FAX:0264-52-2150